

元経営第 1833 号
令和元年 11 月 29 日

各地方農政局経営・事業支援部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて

令和元年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「旧農地法第 80 条第 1 項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかる運用の見直し」について提案があったことを受け、国有農地等（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 45 条第 1 項及び農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）第 78 条第 1 項の規定により農林水産大臣が管理する土地等をいう。以下同じ。）について、旧農地法第 80 条第 1 項に基づき農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めた土地等に係る財務大臣への引継ぎ又は所管換（以下「引継等」という。）の取扱いを財務省理財局と協議の上、別紙のとおり整理したので、御了知の上、これにより円滑かつ適正な事務を図られたい。

また、上記提案を受けて、財務省理財局から「国有農地等」の引継ぎについて留意事項等が定められ、各財務（支）局及び内閣府沖縄総合事務局宛て通知がなされたことから併せて周知する。

なお、「国有農地等に係る引継等の取扱いについて」（平成 29 年 5 月 31 日付け事務連絡）を廃止する。

おって、貴管内都府県主管部長に対しては、貴職から通知願いたい。

農林水産省経営局及び地方農政局並びに内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）から財務（支）局及び財務事務所並びに内閣府沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）への国有農地等の引継・所管換（以下「引継等」という。）に係る事務処理等については、下記のとおりとする。

記

1. 引継候補財産の管理状況等及び引継確認項目の調整に係る手続について

- (1) 地方農政局等は、都道府県から引継対象財産について、「国有農地等」の引継ぎについて（令和元年11月29日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長連名事務連絡通知。以下「財務通知」という。）の別紙2（国有農地等の引継ぎにかかる確認項目（チェックリスト））及び農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第6の1の各項目に照らして、都道府県として国有農地等の管理上必要な項目の確認が終了し、財務大臣への引継ぎの候補とすることが相当との報告を受けたときは、都道府県へ財務通知の別紙1（国有農地の引継ぎにかかる標準的な手順及び標準処理期間について）に定められた事前送付資料の提出を求め、対象財産の管理状況等の確認を行うものとする。
- (2) 地方農政局等は、(1)の確認の結果及び財務通知の別紙2に基づき、引継ぎの手続を進めることが相当と判断した財産については、次により、速やかに財務局等との管理状況等に係る調整を行うものとする。その調整に当たっては、地方農政局等が主体的に行うことを原則とする。
 - ① 財務局等への引継ぎにあたっての事前打合せ及び現地確認の依頼を公文書により行うとともに、財務局等及び都道府県からの意向があれば当該都道府県と事前送付資料を基に事前打合せを行い、確認事項の確認や課題等がある場合はその対応について調整を行うものとする。（様式例第1号、第8号～第13号）
 - ② ①の事前打合せ終了後は、財務局等と立会等による現地の管理状況の確認を行うものとする。

なお、財務局等との現地の管理状況の確認については、管理主体である都道府県が財務事務所等（当該都道府県を管轄する財務（支）局及び財務事務所並びに内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）と直接確認を行う方が事務の効率化が図られるとの意向を示した場合であって、地方農政局等が①の事前打合せの結果等を踏まえて不都合がないと判断した場合には、都道府県が財務事務所等と行うことができるものとする。
- (3) 地方農政局等は、(2)の現地確認後に財務局等より管理状況等に係る是正の依頼があった場合には、速やかに都道府県に対し管理上の是正措置について依頼を行うものとする。（様式例第2号）

(4) 地方農政局等は、都道府県から是正を完了した旨の報告があった場合には、その内容を確認の上、速やかに財務局等へ報告するものとする。なお、この場合において、現地立会等を行う必要がある場合には、(2)に準じて行うものとする。
(様式例第3号、第4号)

(5) その他

具体的な事務処理の流れ等については、別紙・参考1(国有農地等の財務局等への引継ぎに係る手続一覧表)～別紙・参考3(国有農地における各財産の財務省への引継ぎの手続)及び財務通知を参照されたい。

2. 財務省引継等候補財産一覧の作成及び送付について

(1) 地方農政局等は、都道府県と調整の上、毎年3月末時点で不要地認定済及び次年度中に不要地認定を行う予定がある財産について、

- ①未貸付地については別紙1(令和○年度財務省引継等候補財産一覧(未貸付地))
- ②現況が道水路である土地については別紙2(令和○年度財務省引継等候補財産一覧(道水路)(以下「道水路リスト」という。))、
- ③転用貸付地については別紙3-1(令和○年度財務省引継等候補財産一覧(転用貸付地))

を作成し、4月末までに財務局等へ送付するものとする。

(2) 地方農政局等は、財務局等と(1)で作成した各リストについて、その進行管理及び今後の引継ぎに係る調整(打合せ)を5月末までに行った上で、調整後の各リストを6月末までに都道府県及び経営局農地政策課に送付するものとする。

(3) 地方農政局等は、各リストに進捗状況を随時記載するとともに、毎年9月末現在のリストを10月末までに財務局等に送付し、その内容について確認を受けるものとする。

(4) 地方農政局等は、(3)により確認を受けたリストを12月20日までに当課に送付するものとする。

3. 現況が道水路である土地の引継等に係る事務処理について

(1) 当該財産を道水路の用に供している管理者への事前通知

地方農政局等は、2の(2)の調整後の道水路リストに記入した財産のうち、「登記」、「測量・境界確定」、「不要地認定」、「旧所有者等意向確認」及び「台帳整理」の欄が全て「済」となっている場合(測量・境界確定が未済(了)の場合を含む。)、当該財産を道水路の用に供している管理者(国土交通省又は地方公共団体。以下「道水路管理者」という。)に対し、①地方農政局等から財務局等へ引継等を行うこと、②財務局等から譲与を受けるにあたり、申請手続が必要であること等を、別紙4(道路の用に供している農林水産省所管国有財産の財務省への引継・所管換について(通知))により速やかに通知するものとする。

(2) 道水路管理者への譲与を受ける意向の確認

地方農政局等は、(1)の通知と併せて、道水路管理者に対して、当該道水路について財務省から譲与等を受ける意向があるかを確認し、その結果を道水路リストに記入するものとする。

また、道水路管理者が、測量未済で財産の譲与を受けることを了解しているものについては、道水路リストの「測量・境界確定」の欄に「未済(了)」と記入するものとする。

(3) その他

具体的な事務処理の流れ等については、別紙5(国有農地(道水路)の引継等に係る事務処理の流れ)及び別紙6(国有農地等に係る道水路の処理について)を参照されたい。

4. 転用貸付地の引継等に係る事務処理について

(1) 貸付契約の可否の確認

転用貸付地のうち、次の①及び②に該当する財産は、財務局等では貸付の契約ができないものであることから、①に該当するものは転用貸付契約を解約するとともに、②に該当するものは法務省の予防司法支援制度等を活用して、原則として転用貸付契約の解約等に取り組むことにより、未貸付地とした上で財務局等への引継等の手続を進めることとなる。この場合、①について、地方農政局等において該当するか否か判断できない場合があるときは、引継ぎ後に当該財産の借受者との貸付契約が可能なものであるか、あらかじめ財務局等を確認するものとする。

① 貸借契約に該当するもののうち財務局等による貸付契約ができないもの
転用貸付地の用途が資材置場、駐車場となっているもの等

② 借受者が暴力団関係者に該当するもの

地方農政局等が行う別紙7「引継要件チェック表(転用貸付地)」による調査において、調査項目(2)の④、⑤に該当しているもの

(2) 転用借受者への買受勧奨

① 地方農政局等及び都道府県は、転用貸付地の借受者に対して、別紙8(借受けされている国有地の購入等について(ご案内))により、買受意向を確認するものとする。

② 上記①の確認の結果、買受意向を示した者に対しては、地方農政局等及び都道府県から買受手続等について説明の上、地方農政局等において売払手続を進めるものとする。

(3) 「引継要件チェック表(転用貸付地)」による調査の実施

① 地方農政局等及び都道府県は、転用借受者が買受意向を示さなかった財産について、別紙7(引継要件チェック表(転用貸付地))による調査を行い、調査項目

の要件が整っていることを確認した上で、財務局等に対し、別紙7及び関係資料を添えて、引継等の審査及び貸付料の算定並びに貸付契約書様式等の提供を依頼するものとする。

- ② 地方農政局等及び都道府県は、財務局等から提供を受けた貸付料及び貸付契約書様式について、別紙9（重要なお知らせ）により当該財産の借受者に説明するものとし、その結果を別紙10（借受者面談概要報告書）により財務局等に報告し、引継等の事務を進めるものとする。

（4）その他

具体的な事務処理の流れ等については、別紙11（転用貸付地の引継ぎフロー）を参照されたい。

5. 引継調書の作成・送付依頼

地方農政局等は、1の（2）又は（4）により、引継等対象財産について財務局等と確認項目等の確認を終了した場合には、都道府県に対し、公文書により引継調書の作成及び送付を依頼するものとする。（様式例第5号）

6. 引継通知書の作成・送付

地方農政局等は、都道府県から引継調書を受領した場合には、速やかに引継通知書を作成し、財務局等に送付する。その後財務局等から「引き継ぐことを了承する」旨の通知を受領後、国有財産受渡証書2部を財務局等へ送付するものとする。（様式例第6号、第7号）

7. 標準的な事務処理期間

国有農地等の財務局等への引継等に係る事務の標準処理期間は、別表のとおりとする。

この標準処理期間については、地方農政局等が別紙・参考1の各手続における日付等を基に、適切に進行管理を行うことにより遵守するものとする。

また、地方農政局等は、やむを得ない事情による標準処理期間を超える事案が発生した場合には、その理由を整理し、必要な対策を講じる。これらについては半期（9月末及び3月末）ごとにとりまとめ、都道府県、財務局等及び当課と共有し、その理由等を把握することにより、当該引継等に関係する者は、引継等の手続が円滑に標準処理期間内に進められるよう努めるものとする。

8. その他

（1）国有財産台帳の整理について

引継等にあたって地方農政局等又は都道府県は、財産の実態に応じて、口座分割、台帳整理等の所要の措置を講じ、対象財産の所在地、数量等を明らかにする

とともに、財産の所在地を管轄する財務局等と十分協議の上、遺漏なきよう処理するものとする。

国有農地等の引継等を行うにあたり、国有財産台帳に記載すべき増減事由用語は、次のとおりとする。

財務大臣へ引き継ぐ場合（国有財産法第8条）

減「財務省（〇〇財務局〇〇財務事務所）へ引継」

（参考）財務省側 増「農林水産省（〇〇〇）より引受」

財務大臣へ所管換（逆所管換）を行う場合（旧農地法第80条第1項）

減「財務省（〇〇財務局〇〇財務事務所）へ所管換」

（参考）財務省側 増「農林水産省（〇〇〇）より所管換」

（2）登記地目の変更について

登記地目に変更があったときは、不動産登記法等の関係法令に基づき地目変更の登記の申請を行うこととされていることから、地方農政局等又は都道府県は、引継等の対象となる国有農地等のうち、農地法上の農地に該当しないものについては、引継等の前に、登記地目を「田」又は「畑」以外の地目に変更するものとする。

なお、不要地認定は、農林水産大臣が、農地法の規定に基づき、土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるものであり、不要地として認定されたことをもって、農地法上の農地に該当しないことになるものではないことに留意すること。

また、登記地目が「田」又は「畑」で引き継がれる財産については、農地法上の農地に該当するものであり、その処分にあたっては、農地法に基づく所定の手続きが必要となることから、引継等にあたり、財務局等にその旨情報提供を行うものとする。

（3）事務処理に当たっての疑義等について

本通知及び財務通知により事務処理を行うに当たり、改善の必要が生じた場合や運用に疑義が生じた場合などには、当課担当者まで連絡されたい。その内容を踏まえ、財務本省と適宜、協議の上、改善を図ることとしたい。

別表

	標準処理期間
① 地方農政局等が都道府県からの不要地調書の受理後、不要地認定や現地立会等を経て、都道府県からの引継調書を受理するまでの期間（都道府県による維持・保存及び管理状況の確認や是正措置等の期間及び災害・降雪等により現地確認が困難な期間並びに旧所有者の意向確認に係る期間を除く。）	4か月以内 ※目安 ・不要地調書の受理から不要地認定・認定の通知まで1か月 ・都道府県からの管理状況の報告から地方農政局等の引継調書の受理まで3か月
② 地方農政局等が都道府県からの引継調書の受理後、財務局等からの国有財産受渡証書を受理するまでの期間	2か月以内

※1 同時期に複数事案の処理を行う場合があることから、その場合の地方農政局等による確認等の期間を考慮する必要があるが、この場合でも上記の処理期間は1年以内（都道府県による維持・保存及び管理状況の確認や是正措置等の期間及び災害・降雪等により現地確認が困難な期間並びに旧所有者の意向確認に係る期間を除く。）とする。

※2 本通知の施行の時点で既に不要地認定済であるが、都道府県として国有農地等の管理上必要な確認項目の確認が終了していない等の理由で、その後の事務が開始されていない財産における標準処理期間も上記のとおりとする。

< 別紙・参考 1 >

国有農地等の財務局等への引継に係る手続一覧表

手 続	対 応 者	必要な様式等	確認事項	通知の記載箇所
地方農政局等へ引継候補財産の報告	都道府県（管理主体）		都道府県として管理上必要な事項の確認が終了	1の(1)
管理状況の書面等による確認	地方農政局等 都道府県		事前送付資料（財務通知（別紙2））	1の(1)
引継ぎが相当との判断	地方農政局等			1の(1)
財務局等へ事前打合せ及び現地確認の依頼（公文書）	地方農政局等	様式例第1号	事前送付資料（財務通知（別紙2））	1の(2)
財務局等との事前打合せの実施及び調整	地方農政局等 必要に応じて都道府県		事前送付資料（財務通知（別紙2））	1の(2)
財務局等との現地立会等による確認	地方農政局等 都道府県 （※都道府県が希望する場合、都道府県と財務事務所等）		引継立会調書、事前送付資料のうち必要な資料（財務通知別紙2、別添2）、	1の(2)
財務局等からの管理状況等に係る是正依頼の確認（公文書）	地方農政局等	是正事項連絡票（財務通知（別添3））	是正依頼内容の確認・調整 応接記録（財務通知別紙1の2の(3)）	1の(3)
都道府県へ管理上の是正措置の依頼（事務連絡）	地方農政局等	様式例第2号	是正事項連絡票を添付し確認	1の(3)
是正措置及び地方農政局等へ是正が完了した旨の報告（事務連絡）	都道府県	様式例第3号	是正事項に係る措置が終了	1の(4)
是正内容の確認及び財務局等へ是正が完了した旨の報告（事務連絡）	地方農政局等	様式例第4号	現地写真等を添付し確認	1の(4)
引継ぎ相当との判断	地方農政局等		財務局等の意向確認	
引継調書の提出依頼（事務連絡）	地方農政局等	様式例第5号		5
引継調書の作成及び地方農政局等への送付（公文書）	都道府県	農地法関係事務処理要領（別紙2）第5号の37		5
引継調書の確認及び受領	地方農政局等			6
引継通知書の財務局等への送付（公文書）	地方農政局等	様式例第6号		6
国有財産受渡証書の送付（公文書）	地方農政局等	様式例第7号		6

国有農地等における年間打ち合わせスケジュール

